

令和7年1月8日

市政記者クラブ 様

環境局地域環境対策部大気環境対策課  
担当：堀田、荒川(電話：972-2678)

### 自動車検査登録の有効期限が失効した車両の公道走行について

自動車検査登録の有効期限が失効した車両で公道を走行した事実が判明しましたので、ご報告いたします。

今後は車両の管理を徹底し再発防止に努めます。

#### 1 車両

配置場所	環境局地域環境対策部大気環境対策課
車両番号	名古屋397な758
種別・用途	普通自動車・乗用
自動車検査登録有効期限	令和6年12月20日(金)

#### 2 失効した状態での運行期間

令和6年12月21日(土)～令和7年1月7日(火) 18日間  
(当該期間のうち3日間乗車し、約99km走行)

#### 3 状況

1月7日(火)に当該車両の自動車検査登録の有効期限を確認したところ、その有効期限が既に失効していることが判明しました。

#### 4 原因

当該車両の自動車検査登録の有効期限については、課内で文書共有をしていましたが、日常的な確認が行われておらず、整備業者への手続きを失念したため。

## 5 再発防止策

- ・環境局全体に改めて自動車検査登録の有効期限の確認を含めた点検整備等の周知徹底を図ります。
- ・点検整備等の実施状況について、環境局全体でのチェック体制の構築を図ります。
- ・共用自動車のダッシュボードなど目立つ場所に、自動車検査登録の有効期限を明示します。また、使用者は運転前に自動車検査登録の有効期限を確認することを徹底します。

## 6 その他

- ・当該車両について、発覚後、使用を中止し、直ちに必要な検査を実施することとしました。
- ・環境局が保有（リースも含む。）する全車両について、当該車両を除いて有効期限切れがないことを確認しました。
- ・警察（中警察署）へは報告済です。